

高松市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第2項および第4項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成18年3月31日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	綾野和男
同	大橋光政

平成17年度定期監査結果報告等について

第1 産業部定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成16年度および平成17年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
産業部	商 工 労 政 課	平成16年度および平成17年4月1日から同年12月26日までの事務の執行および財務に関する事務の執行	平成17年12月27日から平成18年2月15日まで
	観 光 課		
	農 林 水 産 課		
	土 地 改 良 課		
	競 輪 局 事 業 課		
	中央卸売市場業務課		

(2) 監査の方法

平成16年度および平成17年度の事務の執行および財務に関する事務の執行が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象部課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 收受文書の受理に係る事務処理を適正にすべきもの

補助金等の交付申請者から提出された着手届、完了届、しゅん工届、決算書、精算書および実績報告書ならびに委託業務の受託者から提出された完了届の受理に係る取扱いについては、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1文書、庶務その他の表第2項および第17項の規定に基づき、専決者（主管課長）までの決裁を受けなければならないが、香川の漆器まつり補助事業、野田池景観整備維持管理事業補助、香川県競輪選手技能強化訓練補助事業、高松市中小企業勤労者福祉共済事業泊旅行委託業務、栽培漁業推進業務委託および高松競輪場選手宿舍機械警備業務委託に係る着手届等については、受理に係る決裁を受けていないので、今後、着手届等を受理した

ときは、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(商工労政課・農林水産課・土地改良課・競輪局事業課)

イ 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

休日勤務・時間外勤務は、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理しなければならないが、観光課の休日勤務・時間外勤務命令簿では所属長印が押印されていないものや、開始・終了時刻の確認印が押印されていないもの、支給割合および時間数の認定を誤っているものが、また、農林水産課および競輪局事業課の同命令簿では、確認者に指名されるべき職員以外の職員が確認印を押印しているものや時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが、さらに、土地改良課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(観光課・農林水産課・土地改良課・競輪局事業課)

ウ 補助金交付に伴う事業報告書を提出させるべきもの

高松市中小企業振興条例第4条の規定に基づく補助金の交付を受けた場合には、申請者は、同条例第7条第3項および同条例施行規則第6条の規定に基づき、事業報告書および収支決算書を事業完了後遅滞なく市長に提出しなければならないが、商店街共同施設事業補助に係る報告については、申請者から収支決算書が提出されているものの、事業報告書は提出されていないので、今後、同様の補助金を交付する場合には、申請者に対し、これらの規定に基づく書類を提出させるよう指導されたい。

(商工労政課)

エ 業務委託料の歳出戻入に係る決裁行為を適正にすべきもの

前金払をした高松市インフォメーションプラザ管理運營業務委託料の歳出戻入(支出負担行為の減額)に係る事務処理については、高松市事務決裁規程第4条第1項、第5条第1項および別表第1備考第7項の規定に基づき、当該支出負担行為伺の専決者(助役)までの決裁を受けなければならないが、課長決裁により事務処理されているので、

今後、業務委託料の歳出戻入の決定をしようとするときは、これらの規定に基づき、正当な決裁者までの決裁を受けられたい。

(観光課)

オ 完了届を提出させ、検収事務を適正にすべきもの

高松市鬼ヶ島おにの館管理運営業務委託については、高松市契約事務処理要綱第83条第1項に規定する完了届が提出されておらず、また、高松市契約規則第30条第5項に規定する検収調書が作成されないまま事務処理されているので、今後は、これらの規定に基づき、完了届を提出するよう受託者に指導するとともに、検収調書を作成し、適正な検収事務を行われたい。

(観光課)

カ 行政財産の目的外使用許可に係る事務処理を適正にすべきもの

国および公共団体以外のものが提出する行政財産使用許可申請書に連帯保証人の連署をさせない場合は、高松市公有財産事務取扱規則第26条第2項ただし書に規定する必要があると認める理由を使用許可伺決裁に明記しなければならないが、観光客へのバス乗車券販売およびバスの駐車場として使用する高松市鬼ヶ島おにの館の目的外使用許可については、連帯保証人を立てさせていないにもかかわらず、同伺決裁にはその根拠規定および理由を記載していないので、今後、同様の決裁を受ける場合は、これらの事項を決裁に明記されたい。

また、使用許可を行っている同館については、行政財産使用許可台帳を調整していないので、同条第4項の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(観光課)

キ 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

ため池景観整備維持管理事業補助の検査員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(土地改良課)

ク 賃貸借契約書の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から、年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、高松競輪場共同通信社杯開催に伴う来賓席プレハブ施設等賃貸借契約書の条項のうち、履行遅延に係る条項の遅延利息の率は、変更前のもので約定されているので、今後、同様の契約をしようとする場合は、同規定に基づき、適正な率で約定されたい。

(競輪局事業課)

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 観光宣伝用パンフレット運搬業務の契約方法について

観光宣伝用パンフレットの運搬については、迅速かつ確実に実績を持つことを理由として、一者随意契約により、平成16年度は年間11回の契約を締結しているが、当該運搬業務は特定の業者でなければできないような特殊なものではないと考えられることから、競争性を確保し、より適正な価格で契約ができるように2者以上から見積書を徴取するとともに、事務の簡素・効率化を図るため年度当初に単価契約を締結するなど契約方法の見直しを行われたい。

(観光課)

(2) 共用部分の施設使用料について

高松市食肉センター条例第2条は、同センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないと規定しているが、共用部分であるとして、施設使用許可申請書の提出を求めることなく、複数の使用者に使用させている施設が見受けられたので、一般会計からの繰入金の縮減を図る観点からも、これらの使用者についても申請書の提出を求め、その許可に伴う使用料の徴収を検討するなど、収入の確保により一層努められたい。

(農林水産課)

(3) 施設使用許可申請について

高松市食肉センターのと室および冷蔵庫の使用許可については、使用者兼管理運営受託者であると畜業者ではなく、と畜解体を依頼する食肉販売業者等に対して行い、また、部分肉処理加工室の使用許可については、使用者と関連のある同と畜業者に対し行っているが、使用者と使用許可申請者が合致していないため、使用許可した施設を申請者の責任の下に使用させることができず、管理運営の適正性に疑義が生じかねないので、今後は、使用者と申請者が同一となるよう、実態に即して申請書の提出を求め、それに対する許可を行うなど、市と使用者の責任分担の適正化・明確化を図られたい。

(農林水産課)

(4) 施設管理業務委託に係る再委託契約について

一宮新池農村公園施設管理業務委託については、受託者から事前に再委託契約の締結に係る協議があった際、同委託契約書第9条ただし書の規定に基づく承諾を口頭で行っているものの、その経緯を示す文書が作成されないまま、再委託契約が締結されているので、今後、受託者が再委託をしようとする場合は、協議の経緯が明確になるように事務処理方法の見直しを検討されたい。

(土地改良課)

(5) 管理運営委託業務の履行内容について

一宮新池農村公園グラウンド管理運営委託業務の受託者から提出された収支決算書には、事前に協議があったものの、同委託契約書第2条で規定されている業務内容に該当するか疑義が生じかねない備品の購入が含まれていたため、今後、受託者から同グラウンドの管理運営に要する備品購入等の要望があった場合には、市で対応し、その管理を委託業務に含めるなど、契約書に即した委託業務の履行の確保に努められたい。

(土地改良課)

(6) 一宮新池農村公園の設置および管理に係る例規の整備について

公の施設の設置およびその管理に関する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき条例で定めるべきところ、県のため池保全条例の適用を受けるとともに洪水調整の機能を有する一宮新池について

は、平常時に一宮新池農村公園として供用されているが、底地のグラウンドの利用に関する管理運営要綱は制定されているものの、同公園の設置および管理に関する例規が整備されないまま、施設を供用し、管理運営委託契約を締結しているので、管理および運営のあり方が明らかになるよう、関係する例規の整備を検討されたい。

(土地改良課)

(7) 高松市競輪事業経営改善計画の取組み等について

全国的な傾向ではあるものの、本市競輪事業においても、車券売上高および入場者数は、レジャーの多様化、ファンの高齢化等により減少傾向にあり、また、平成15年度から一般会計への繰出しが行われていない中、平成16年12月に高松市競輪事業経営改善計画を策定し、競輪事業の経営改善について実効性ある対策に取り組まれているところであるが、今後においても引き続き、同計画に登載されている収入確保策等をはじめとした各種の取組み項目について積極的かつ着実な推進を図られたい。加えて、競輪事業は本市の財政運営に貢献する収益事業であるという本来の目的を踏まえ、なお一層の経営改善に取り組むことにより、一般会計への繰出金の確保にも努められたい。

(競輪局事業課)

(8) 業務委託契約に係る検収について

花き棟防犯警報設備保守点検業務委託契約の完了に伴う結果報告は、受託者がこれとは別に契約を締結している消防用設備保守点検業務委託契約の結果報告書に含めて提出されていたほか、当該防犯警報設備保守点検業務委託契約に係る検収は、同報告書により行われていたため、今後は、それぞれの業務に応じて結果報告書を提出させるよう受託者を指導するなど、検収事務の適正化に努められたい。

(中央卸売市場業務課)

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 市内出張命令簿による決裁を受けるべきもの

(1) 改善を要する事項

検査員および検収員が現場に出向いた日の市内出張命令簿を監査したところ、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けていないものが見受けられたので、今後は、同規定に基づく決裁を受けられたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年2月27日）

検査員および検収員が現場に出向く際に、高松市職員服務規程第14条第1項ただし書の規定に基づく市内出張命令簿による決裁を受けた。

（都市開発部建築指導課）

2 休日勤務・時間外勤務命令簿の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

休日勤務・時間外勤務は、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づき事務処理しなければならないが、建築指導課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものが、また、都市再開発課の同命令簿では庁外における勤務場所の記載のないものが、さらに、土木部建築課の同命令簿では時間数の認定を誤っているものや時間外勤務の確認者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、これらの規定に基づき適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容

ア 休日勤務・時間外勤務命令簿で時間数の認定を誤っているものについては、平成18年1月20日付けで時間外勤務手当の過払戻入を行った。

（措置通知日 平成18年2月27日，都市開発部建築指導課）

イ 庁外において休日勤務・時間外勤務を行う場合については、休日勤務・時間外勤務命令簿に勤務場所を記載するよう改めた。

（措置通知日 平成18年3月1日，都市開発部都市再開発課）

ウ 時間外勤務命令簿で確認印が押印されていないものについては、職員の時間外勤務等の取扱要領および休日勤務・時間外勤務および月例報告書等作成マニュアルに基づく事務処理の周知徹底を図った。また、

あらかじめ割り振られた勤務時間を超えていないのに、時間外勤務手当を支給しているものについては、平成18年1月17日付けで戻入した。

(措置通知日 平成18年3月3日，土木部建築課)

3 行政財産使用許可台帳を調整すべきもの

(1) 改善を要する事項

高松市立中央駐車場等に設置されている携帯電話中継器等については、高松市公有財産事務取扱規則第26条の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を行っているが、同条第4項に規定する行政財産使用許可台帳を調整すべきところ、普通財産貸付台帳を調整しているので、同規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日 平成18年3月1日)

高松市立中央駐車場等に設置されている携帯電話中継器等については、高松市公有財産事務取扱規則第26条第4項に規定する行政財産使用許可台帳を調整した。

(都市開発部都市再開発課)

4 設備保守点検業務委託契約の再委託の承認手続を適正に行うべきもの

(1) 改善を要する事項

環境業務センター給排水設備保守点検業務委託の仕様書では、契約締結の当初から受託者以外の第三者への再委託を想定しておらず、また、同委託契約書第14条では、受託者が契約の履行の一部を第三者に委任し、または請け負わせる場合は、あらかじめ書面によって、市の承認を得なければならないと規定しているにもかかわらず、実際の業務の履行に当たり、受託者は、市の第三者への再委託の承認手続を経ないまま、第三者に再委託を行っているので、今後、受託者が第三者に受託業務の一部を再委託しようとする場合には、契約締結後に受託者からその承認申請書を提出させ、それに基づき承認手続を執るなど、適正な事務処理を行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月20日）

環境業務センター給排水設備保守点検業務委託については、受託者が第三者に再委託していた業務を平成17年度から受託者が履行し、契約書に基づき適正な事務処理を行った。

（環境部環境業務課）

5 分別収集推進活動事業補助金に係る実績確認を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

各地区衛生組合協議会から提出された分別収集推進活動事業補助金に係る補助事業等実績報告書の一部に、補助金交付対象事業の実施結果報告書など事業内容の実績を示した書類が添付されていないものや、収支決算書の収支項目の予算額と決算額が同額で、その信憑性に疑義を生じかねない内容になっているものが見受けられた。

今後、補助金交付事務を執行するに当たり、補助金交付対象事業が完了したときは、高松市補助金等交付規則等の関係諸規定に基づき、各地区衛生組合協議会に対し、事業内容の実績を示した書類、収支決算書その他の事業執行状況の関係書類を提出させるよう指導するとともに、必要に応じて、関係書類の個々具体的な検査を行うなど、補助事業の執行状況の確認や精算手続を適正に行われたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成18年3月20日）

分別収集推進活動事業補助金交付事務の執行に当たり、平成16年度から各地区衛生組合協議会に対し、事業内容の実績を示した書類、収支決算書その他の事業執行状況の関係書類の提出を求め、提出された関係書類の検査により実績を確認し、精算手続をした。

（環境部環境業務課）